

●市街地開発事業（法第 12 条）

○土地区画整理事業（法第 12 条第 1 項第 1 号）

急激に都市化が進んでいる地域では、道路、公園、下水道などの公共施設の整備が進まないまま無秩序な宅地化が進み、生活環境が悪化しがちです。そこで、前もって良い生活環境を整えた宅地開発を行うために、計画的なまちづくりを進めていくのが土地区画整理事業です。

本市における都市計画決定した土地区画整理事業は、戦後の戦災復興土地区画整理事業をはじめとして、約 518.6ha が施行済で、現在 1 地区約 68.8ha が施行中です。

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

◇土地区画整理事業

施行状況	事業名	目的	施行者	面積 (ha)	決定年月日・告示番号 (上段：決定 下段：最終変更)	備考
施行済	戦災復興	戦災復興	神奈川県知事	336.00 (戦災復興:230.20 都市改造:105.85)	昭和 21. 8. 27 戦災復興院第 109 号 昭和 34. 12. 15 建設省第 2487 号	
	都市改造	公共施設整備改善	平塚市		昭和 34. 12. 15 建設省第 2487 号	本宿工区 72.30ha 馬入工区 20.39ha 須賀北工区 8.00ha 須賀南工区 5.16ha
	馬入工業地帯	工業団地造成	平塚市長	57.11	昭和 36. 8. 21 建設省第 1837 号 昭和 39. 3. 24 建設省第 790 号	
	厚木流通団地	流通団地造成	日本住宅 公団	6.34	昭和 43. 12. 28 建設省第 3736 号	
	五領ヶ台	宅地供給	組 合	37.7	平成 6. 4. 1 県第 354 号	
	真田・北金目	宅地供給	(独)都市 再生機構	68.7	昭和 54. 3. 30 県第 27 号 平成 5. 3. 19 県第 256 号	
	真田	宅地供給	組 合	12.7	平成 6. 4. 1 市第 91 号	
施行中	ツインシティ 大神地区	産業拠点形成	組 合	68.8	平成 27. 8. 28 市第 316 号	